

○宇都宮市青少年活動センター条例

昭和61年3月22日

条例第4号

(設置)

第1条 青少年の健全育成, 自主的活動及び交流の促進を図るため, 青少年活動センター(以下「センター」という。)を設置する。

(平15条例30・全改, 平20条例11・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は, 次のとおりとする。

名称 宇都宮市青少年活動センター

位置 宇都宮市今泉町3007番地

(平4条例17・全改, 平15条例30・平20条例11・一部改正)

(事業)

第3条 センターにおいて行う事業は, 次のとおりとする。

- (1) 青少年のための講座, 講演会及び研修会の開催に関すること。
- (2) 青少年及び青少年団体に対する活動の場の提供に関すること。
- (3) 青少年の交流の促進に関すること。
- (4) 青少年育成のための指導者の養成に関すること。
- (5) 青少年団体に対する支援に関すること。
- (6) その他センターの目的を達成するため必要な事業

(平4条例17・全改, 平15条例30・平20条例11・一部改正)

(使用者の範囲)

第4条 センターを使用することができる者は, 次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住し, 勤務し, 又は在学する35歳未満の者
- (2) 青少年の健全育成を目的に活動する団体又は青少年団体であつて, 市内に主たる事務所又は活動のための場所を有するもの
- (3) その他市長が適当と認める者

2 市長は, センターの管理運営上支障がないと認めるときは, 前項の規定にかかわらず, 同項に規定する者以外の者にセンターを使用させることができる。

(平20条例11・全改, 平20条例53・一部改正)

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(平15条例30・一部改正，平20条例11・旧第6条繰上・一部改正，平20条例53・一部改正)

(使用の制限)

第6条 市長は、センターの使用が次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 施設又は附属設備をき損し，又は汚損するおそれのあるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(平15条例30・一部改正，平20条例11・旧第7条繰上)

(使用料)

第7条 センターの使用許可を受けた者が第4条第2項に規定される者である場合において、当該使用者は、使用料を納付しなければならない。この場合において、附属設備を使用するときは、その使用料を併せて納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

3 第1項の使用料は、第5条第1項の許可を受ける際に納付しなければならない。

4 センターの使用許可を受けた者が温水のシャワーを使用するときは、1機1回につき100円を当該シャワーを使用する際に納付しなければならない。

5 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

6 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平20条例11・追加，平20条例53・一部改正)

(特別の設備等)

第8条 使用者は、センターの使用に当たつて、特別の設備をし，又は備付けの器具以外の器具を搬入し，使用しようとするときは，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(平20条例11・旧第11条繰上)

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、センターの使用を制限し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあつても、市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 第6条の規定に該当するとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

(平20条例11・旧第12条繰上・一部改正)

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(平21条例28・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 前条の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業
- (2) 第5条第1項の許可及び第6条の使用の制限
- (3) センターの維持及び管理
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第5条、第6条、第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(平21条例28・追加)

(管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及びセンターの管理に関する協定の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(平21条例28・追加)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平17条例37・旧第15条繰上、平20条例11・旧第14条繰上、平21条例28・旧第10

条繰下)

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、同年4月20日から施行する。

附 則（平成3年12月20日条例第41号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成4年3月24日条例第17号）
この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月22日条例第36号）
この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月19日条例第36号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月24日条例第4号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月27日条例第30号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に次項の規定による改正前の宇都宮市女性青少年センター条例（昭和61年条例第4号）第6条第1項の規定により受けた女性の自立，社会参加及び自主的活動の促進に係る宇都宮市女性青少年センターの使用許可は，第5条第1項の規定によるセンターの使用許可とみなす。

附 則（平成15年12月19日条例第38号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第37号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成17年 6 月24日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月24日条例第 8 号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月25日条例第11号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第53号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（宇都宮市勤労青少年ホーム条例の廃止）

- 2 宇都宮市勤労青少年ホーム条例（昭和43年条例第46号）は、廃止する。

附 則（平成21年12月22日条例第28号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月24日条例第 2 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 3 日条例第 2 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 7 条関係）

（令元条例 2 ・全改）

施設名			金額		
			午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後5時から午後 9時まで
体育館	アリー ナ	全面使用	1,970円	2,630円	2,630円
		半面使用	970円	1,310円	1,310円
		6分の1面使用	310円	430円	430円
	控室		260円	370円	370円
	トレーニング室		1人につき130円	1人につき170円	1人につき170円
講堂			2,060円	2,760円	2,760円

料理室	870円	1,170円	1,170円
和室	810円	1,070円	1,070円
講習室A	1,130円	1,500円	1,500円
講習室B	560円	750円	750円
音楽室	650円	870円	870円
テニスコート	760円	970円	970円
活動室	460円	620円	620円

別表第 2（第 7 条関係）

（平20条例53・追加）

附属設備名	金額
ピアノ	1台につき 210円
映写スクリーン	1台につき 100円
調理台	1台につき 100円
オーブンレンジ	1台につき 100円
炊飯器	1台につき 100円

備考 金額は、別表第 1 に規定する一の使用時間帯当たりのものとする。